

秋田県告示第五百四十七号

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例  
 (平成十四年秋田県条例第七十五号) 第十条の規定により、平成  
 十七年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次の  
 とおり公表する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数  
 四百七件(うち、内容の変更の協議件数 六十四件)
- 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数  
 四百七件
- 三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数  
 四百七件
- 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量(トン)			合計
	最終処分	中間処理	再生利用	
燃え殻	〇	一、二〇二	〇	一、二〇二
汚泥	一一、四二二	七、〇四四	〇	一八、四六六
廃油	〇	二四、五八一	九〇七	二五、四八八
廃酸	〇	九、三八二	〇	九、三八二
廃アルカリ	〇	一七、六二二	〇	一七、六二二
廃プラスチック類	一〇、五七五	一一、六三〇	四二、二二七	六五、四二二
紙くず	〇	六、四九九	〇	六、四九九
木くず	三〇	二、七五八	一一三	二、九〇一
繊維くず	〇	一三九	〇	一三九
動植物性残さ	〇	二〇	〇	二〇
金属くず	〇	一一五	一八九	三一四
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	〇	六、六一七	一、三七六	七、九九三
鋳さい	〇	九七二	〇	九七二
がれき類	〇	六八八	〇	六八八
ばいじん	〇	四〇	三二四	三五四
混合物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。)	一一、〇〇四	一〇、〇五八	〇	二二、〇六二
合計	三四、〇三一	一〇〇、三七七	四五、一一六	一七九、五二四

五 環境保全協力金の納入額

三千九百三十九万五千五百円

六 環境保全協力金の使途

不法投棄の監視及び指導体制の強化その他の産業廃棄物の適  
正な処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。